

山口県

新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針

令和5年（2023年）10月

山口県 山口県教育委員会

目 次

はじめに	… 1
本方針の対象範囲	… 1
本方針策定の趣旨等	… 2
1 経緯等	… 2
2 本県の公立中学校等の部活動を取り巻く状況	… 2
3 今後のめざす姿	… 3
4 期待される効果	
(1) 生徒への効果	… 3
(2) 地域社会への効果	… 3
(3) 学校への効果	… 3
5 本県における休日の学校部活動の地域連携や地域移行に向けた方向性	
(1) 改革の方向性	… 4
(2) 改革のスケジュール	… 4
I 新たな地域クラブ活動	
1 新たな地域クラブ活動の在り方	… 5
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	
(1) 参加者	… 6
(2) 運営団体・実施主体	… 6
(3) 指導者	… 7
(4) 活動内容	… 9
(5) 適切な休養日等の設定	… 10
(6) 活動場所	… 11
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	… 11
(8) 保険の加入	… 12
3 学校との連携等	… 12
II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	
(1) 休日の活動の在り方等の検討	… 13
(2) 検討体制の整備	… 14
(3) 段階的な体制の整備	… 15
2 県及び市町における総合的・計画的な取組	… 19
3 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	… 19
III 大会等の在り方の見直し	
1 生徒の大会等の参加機会の確保	… 20
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
(1) 大会等への参加の引率	… 20
(2) 大会運営への従事	… 20
3 生徒の安全確保	… 21
4 大会等の在り方	… 21

はじめに

- 学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより、本県のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきた。
また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。
- こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁においては、学校部活動の段階的な地域移行に関する検討を進め、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示している。
- 国のガイドラインでは、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備することが求められている。
- 県では、このような学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、県や市町、関係団体等が連携して学校部活動の段階的な地域移行を進めていく必要があることから、地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下、「地域クラブ活動」という。）を新たに整備するための取組の方向性や留意点等を示した「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定することとした。
- 県、市町、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が、本方針を踏まえた共通理解の下、地域の実情に合わせて、様々な手法の中から創意工夫を凝らし、段階的な取組を進めることが望まれる。

本方針の対象範囲

- 本方針は、公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の地域クラブ活動を主な対象とし、国立の中学校においても学校等の実情に応じて取り組むことが望ましい。
- 私立学校については、国公立学校における取組も参考にしつつ、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。
- 国公立の高等学校段階については、義務教育修了後に多様な教育活動が行われている状況を踏まえつつ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望ましい。

本方針策定の趣旨等

1 経緯等

国において、2018（平成 30）年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、2019（平成 31・令和元）年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。2020（令和 2）年に、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、2023（令和 5）年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとされた。

また、2022（令和 4）年 12 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が示された。

本県においては、2019（平成 31）年 3 月に「運動部活動の在り方に関する方針」、2019（令和元）年 8 月に「文化部活動の在り方に関する方針」を策定し、生徒がバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、学校部活動の在り方の抜本的な改革を進めてきた。

さらに、2021（令和 3）年 10 月には、関係機関・団体等からなる「やまぐち部活動改革推進協議会」を立ち上げ、国が示す公立中学校の部活動の段階的な地域移行の方向性を踏まえ、本県の中学生等にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境の構築に向けた検討を進めてきたところである。

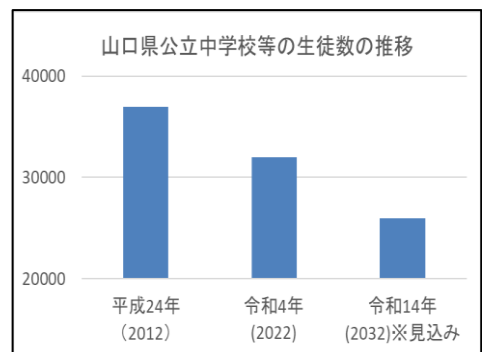
2 本県の公立中学校等の部活動を取り巻く状況

本県の公立中学校の部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきている。少子化の進展により、公立中学校の生徒数（図 1）は、2012（平成 24）年が約 37 千人であったものが、2022（令和 4）年には、生徒数が約 32 千人と減少している。さらに 2032（令和 14）年には約 26 千人にまで落ち込むことが見込まれ、今後も少子化による生徒数の減少が予想される。

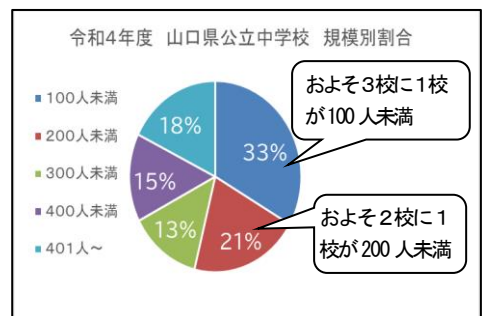
一方、2022（令和 4）年度の生徒数の規模別の割合（図 2）を見ると、およそ 3 校に 1 校は生徒数 100 人未満の学校、およそ 2 校に 1 校が生徒数 200 人未満の学校であり、地域によっては部活動の小規模化が進み、既に、団体競技等では、学校単位の充実した部活動の維持が困難になっているケースが増加している。

さらに、部活動においては、競技経験のない教員等が指導せざるを得ないこと、休日も含めた部

（図 1） 出典：県教育委員会調査



（図 2） 出典：県教育委員会調査



活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められることなど、教員等にとって大きな業務負担となっている実態もある。

こうした中、学校部活動では支えきれなくなっている中学生のスポーツ・文化芸術環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に移行していくことにより、少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。

3 今後のめざす姿

学校部活動の地域移行は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、将来にわたり、生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校部活動に代わり、地域において持続可能で多様な環境を一体的に整備することにより、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することをめざす。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整える。

4 期待される効果

(1) 生徒への効果

- 少子化のため、存続が厳しくなった活動を継続できる。(持続可能性)
- 校内の生徒のみならず、地域の生徒や多世代間での交流を通して、人格形成に寄与することができる。(リレーションシップ)
- 学校の教育活動にない幅広い種目や分野を経験させることで、子どもたちに多様な体験機会を確保し、将来のトップアスリートや文化芸術の専門家等の育成を支援する。(多様な経験)
- 複数の種目や分野を体験できる活動やレクリエーション的な活動など多様な活動ができる環境を整備し、子どもたちの「体験格差」を解消していく。(公平性)

(2) 地域社会への効果

- 多世代が交流して活動し、新たなコミュニティが生まれる。(地域活性化)
- 活力あるスポーツ・文化芸術環境の構築により、絆の強い地域づくりにつながる。(地域づくり)
- 地域で育った子どもたちが、将来的に地域の指導者として活躍するなどの好循環が期待できる。(地域貢献)

(3) 学校への効果

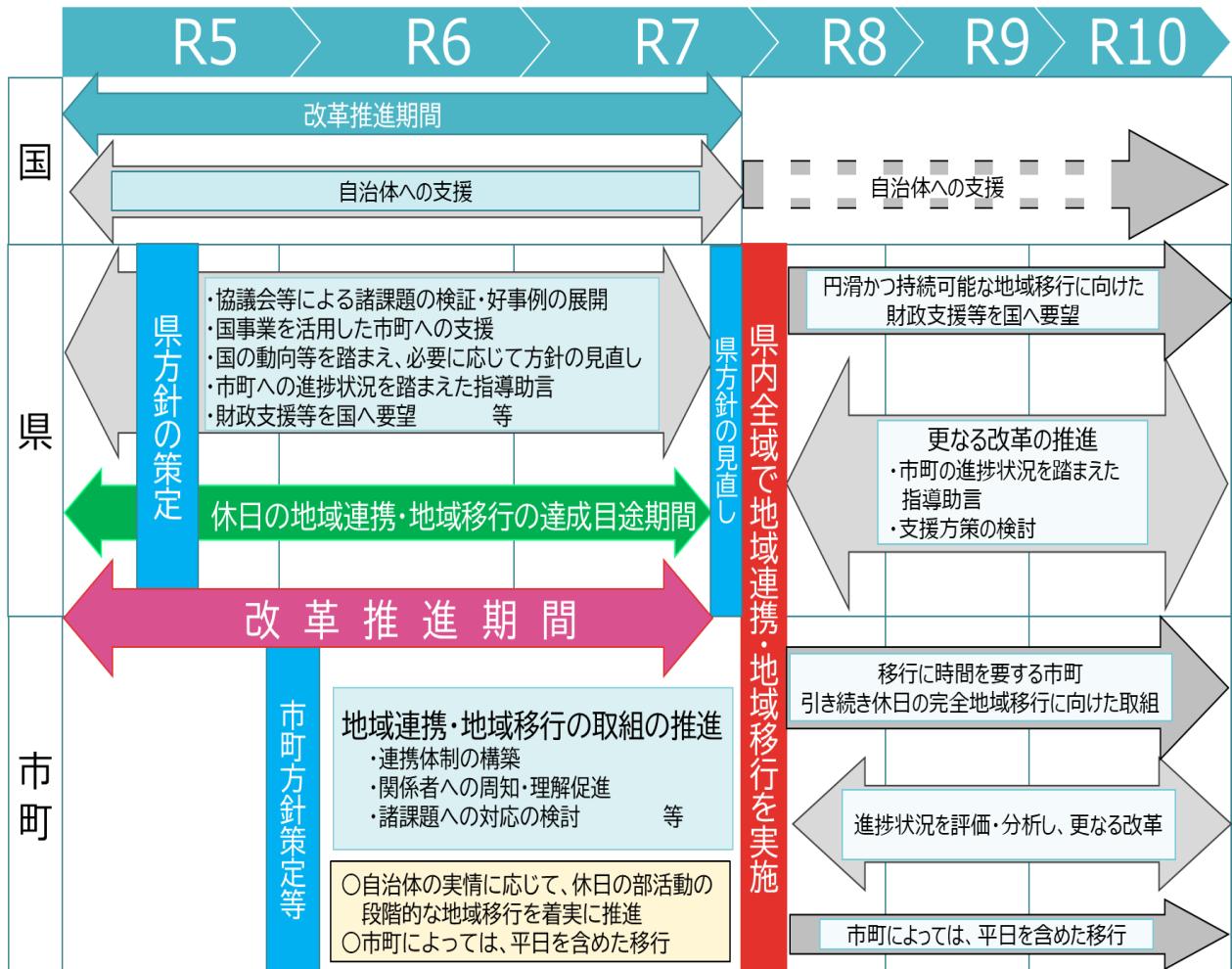
- 将来的に学校部活動の地域移行が進めば、学校全体の業務軽減につながり、教材研究など本来の業務時間の確保ができ、学校教育の質が向上する。(働き方改革)

5 本県における休日の学校部活動の地域連携や地域移行に向けた方向性

(1) 改革の方向性

- 2023（令和5）年度から 2025（令和7）年度までの3年間を改革推進期間とし、県内の全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携^{注1}、または、地域移行の取組を実施する。
 - ・ 早期に休日の学校部活動の地域移行が可能な市町については、2025（令和7）年度末までの実現をめざす。
 - ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、休日の学校部活動の地域連携や地域移行の進捗状況を踏まえ、地域の実情に応じて、できることから取り組む。
- なお、県は、今後の市町の進捗状況及び国の方針等を踏まえて、改革推進期間終了時期等に、必要に応じて、県方針の見直しを行う。

(2) 改革のスケジュール



注1 学校部活動の地域連携

必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校の設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する。

I 新たな地域クラブ活動

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

県及び市町は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、持続可能な生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境をできることから整備していくことが望ましい。

《地域クラブ活動の要件》

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは区別する必要があると考えられる。特に、行政からの支援の対象となる地域クラブ活動については、この方針に従って、例えば、市町が以下のような要件を設定し、登録・指定を行うなど適切な地域クラブ活動として運営されることが望ましい。また、必要に応じ、地域の実情を踏まえながら、近隣市町と要件を調整することも想定される。

市町が認める地域クラブ活動であることとして、

- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
- 学校部活動の全部、または一部を引き受ける団体であること
- 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
- 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること
- 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること
- 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市町が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
- 適切な活動時間や休養日等を設定していること

などの要件が考えられる。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 県及び市町は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることをめざし、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、「地域クラブ活動」を行う環境を整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる。このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えばスポーツ団体、文化芸術団体の充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、多世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒などを含めて、参加を希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

運営団体・・・各地域クラブ活動を統括する団体のこと

実施主体・・・個別の地域クラブ活動を実際に行うクラブ等のこと

※運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

【地域スポーツ団体等】

ア 市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブ^{※1}やスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様なものを想定する。また、地域学校協働本部^{※2}や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市町が運営団体となることも想定される。

イ 県及び市町並びに公益財団法人日本スポーツ協会（以下、『JSP0』と言う。）をはじめとしたスポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』^{※3}を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行う。

【地域文化芸術団体等】

市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市町が運営団体となることも想定される。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 県及び市町は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校の関係者や保護者等からなる協議会等において、定期的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

（3）指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア 県及び市町は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に取り組む。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 県スポーツ協会や各競技団体^{*4}は、指導者の活動における指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の向上に努めるのみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する。

ウ 各競技団体は、障害者スポーツ指導資格の取得を促進するとともに、研修機会を充実させるなど、障害のある生徒が参加しやすい環境づくりに努める。

エ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

オ スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSP0等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。県や市町などスポーツ団体とは別の第

三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

【地域文化クラブ活動】

ア 県及び市町は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全確保に努め、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県や市町など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進める。さらには、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、『学校部活動の在り方に関する方針【改訂版】』（2023（令和5）年2月山口県教育委員会。以下、『学校部活動方針』と言う。）の2（1）、（2）に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。県及び市町は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、「学校部活動方針」の2（1）、（2）に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当教諭や養護教諭、スポーツ医・科学^{※5}の専門家等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体や文化芸術団体等、または、学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して、指導を行う。

エ 県及び市町は、地域スポーツ・文化芸術活動の指導者、またそれを希望する

関係者に対し、望ましい活動の在り方及び中学生の発達特性を考慮した望ましい指導の在り方、活動の運営等に関する研修等を行い、指導者の資質の維持・向上を図る。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教員、兼職兼業の許可を得て地域での指導を望む教員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員^{*6}、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 県は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備し、活用を促すなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

市町が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意する。

ウ 県、市町及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整える。

④ 教員等の兼職兼業

ア 教員等が勤務時間外に実費弁済の範囲を超えた報酬を得て地域クラブ活動に従事することを希望する場合、教員等の服務監督を行う教育委員会は、従事形態等について教員等の公務に対する信頼が確保されていることや教員等の健康及び福祉の確保が図られていること、学校業務の遂行に支障が出ないこと等を確認した上で、兼職兼業の許可の判断を行う。

イ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教員等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教員等の服務監督を行う教育委員会及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

(4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体

験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツ^{※7}や、メディア芸術^{※8}、ユニバーサルスポーツ^{※9}やアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保するように努める。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど、他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるように努める。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(5) 適切な休養日等の設定

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、学校部活動方針に準じ、以下の活動時間を遵守し、休養日を設定する^{注2}。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存する場合は、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図る。

【休養日】

- 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

注2 適切な休養日等の設定については、生徒の心身の成長等に配慮し、学校部活動における基準を基本的に準用しているが、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な態様があり得ることから、休養日や活動時間の基準を原則とし、休養日等の設定の趣旨を逸脱しない範囲で、柔軟な対応が行われることも考えられる。

(6) 活動場所

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化芸術施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、利用可能な廃校施設などを活用する。
- イ 県及び市町は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度^{※10}や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進するよう努める。
- ウ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている県及び市町においては、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を進める。
- エ 県及び市町は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- オ 県及び市町及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による協議会等を通じて、必要に応じて前記イからエまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。
- カ 前記アからオまでについて、県や市町の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(2020(令和2)年3月スポーツ庁策定)や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」(2021(令和3)年1月文化庁策定)も参考に取り組む。

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- イ 市町は、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進めるとともに、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援に努める。県は、こうした取組を行う市町に対して、国の支援方策に沿って支援を進める。
- ウ 県及び市町は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用

等も考えられる。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(8) 保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を促す。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して各団体が指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2(2)②で述べた協議会等や学校との情報交換の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教員等の知見も活用する。

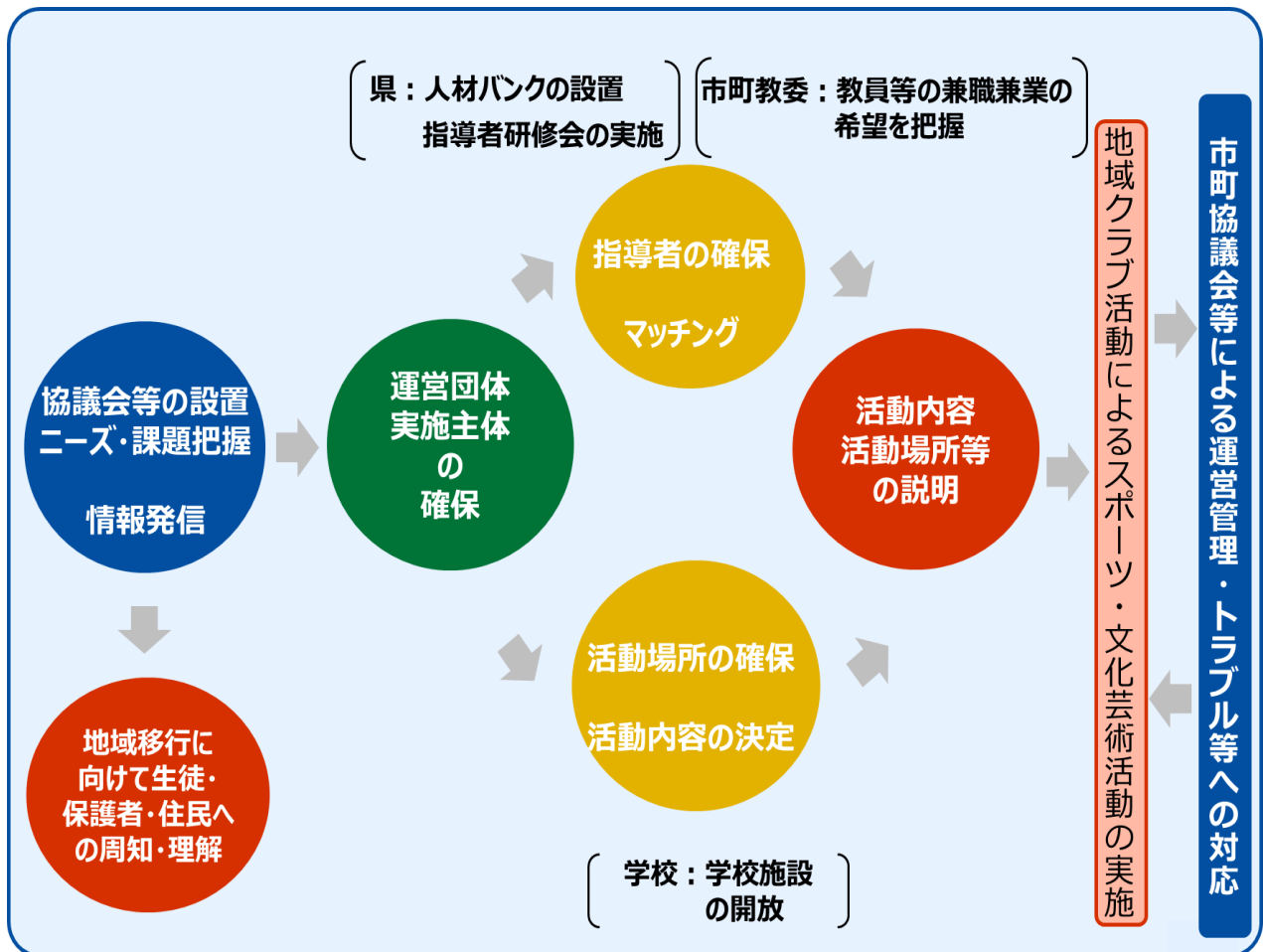
ウ 市町は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
また、生徒や保護者が気軽に相談できる相談窓口を設置するなど、学校や運営団体・実施主体などと連携した相談体制が確保されるよう努める。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

【地域移行に向けた手順（参考）】



(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

ウ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

(2) 検討体制の整備

ア 県及び市町は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。

〈協議会等の設置〉

公立中学校における休日の部活動の地域移行を推進するに当たり、その方向性やスケジュール、具体的な内容等を多くの関係者が連携して検討する協議会等の設置が不可欠であり、各市町における協議会等の内容は以下のようなものが想定される。

【想定される協議会等の委員】

- ・有識者
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署
- ・生涯学習・社会教育担当部署
- ・学校教育担当部署
- ・地域スポーツ・文化芸術団体等
- ・総括コーディネーター
- ・学校代表
- ・保護者代表
- ・スポーツ推進委員
- ・スポーツ医・科学の専門家等

【主な協議・検討内容】

- ・部活動の地域移行の方向性（ビジョン）
- ・地域移行に向けたスケジュール
- ・地域移行に向けた具体的方策
- ・地域クラブ活動の要件
- ・運営団体・実施主体及び指導者の確保
- ・定期的・恒常的な情報共有
- ・連絡調整の在り方
- ・活動中のトラブルや事故等の対応を含む管理責任等

地域クラブ活動を立ち上げる際、行政、学校、運営団体、競技団体等のつなぎ役となる総括コーディネーターが重要であり、協議会等の中でも中心的な役割を担うことが想定される。また、必要に応じて、種目等別分科会を設置することも考えられる。

また、県及び市町は、前記の協議会等や社会教育所管部局が中心となった新たな協議の場において、活動の運営管理や事故、生徒間のトラブル等の情報交換や対応について検討・協議することが望ましい。

イ 県は、指導者の状況をはじめ県内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、域内の市町に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行う。

ウ 県及び市町は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取組を推進する。その際、まちづくりの担当部署等の他、地域スポーツ・文化

芸術 Kommission^{※11}や地域おこし協力隊^{※12}等との連携も考えられる。また、スポーツ推進委員等が県及び市町と地域のスポーツ・文化芸術団体等との連絡調整を担うことも考えられる。

エ 県及び市町の体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。また、市町の委託を受けて運営団体としての役割を担うことが期待される。

オ 県及び市町の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

カ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

- ① 市町が運営団体となり、あるいは市町が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制
- ② 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制

※ なお、直ちに前記①、②のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校の設置者や学校が、学校運営協議会等を通じて地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

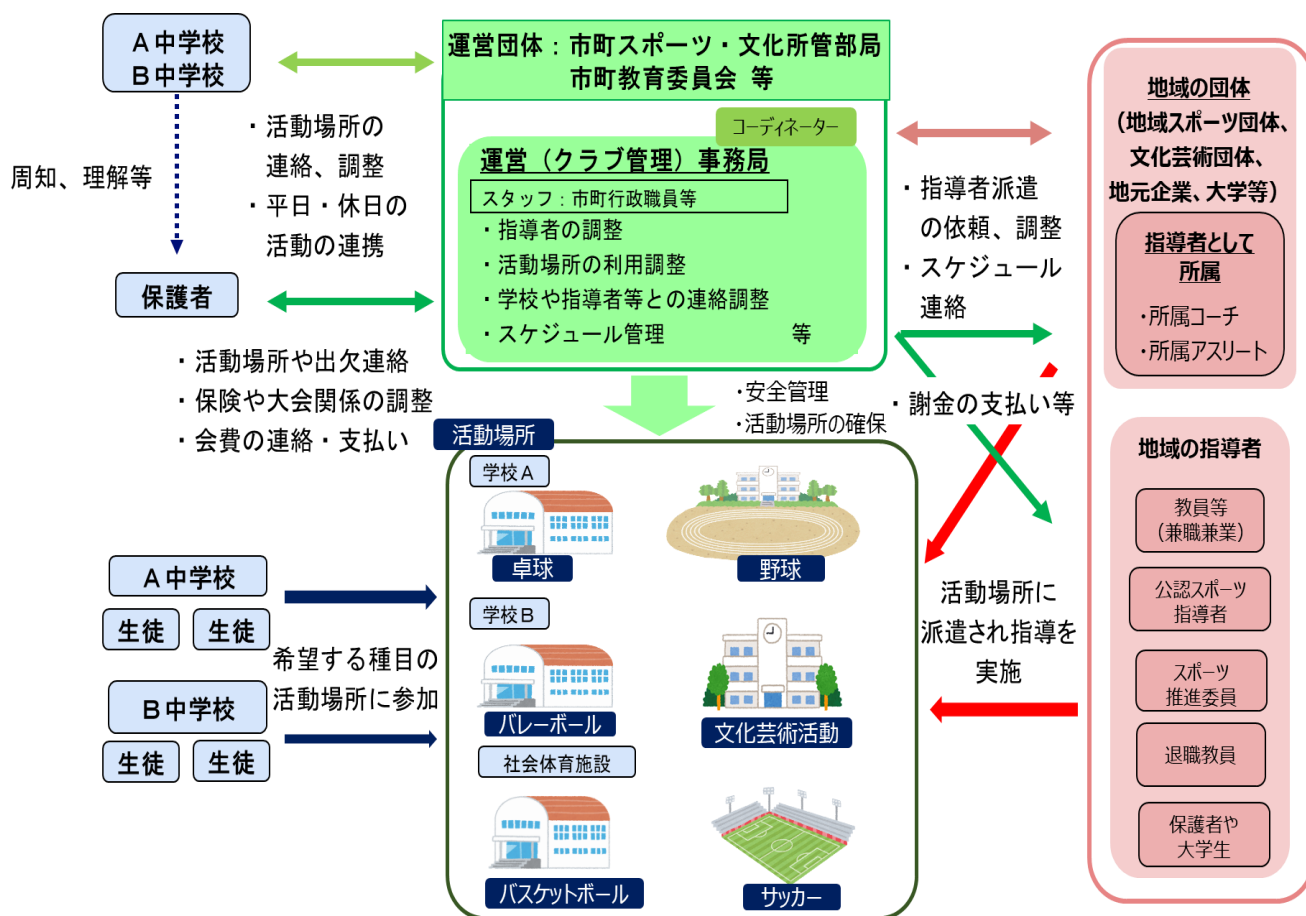
○ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体のモデル・イメージ

学校と地域が連携・協働した活動には、地域の実情に合わせた様々な手法の中から地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせたりするなど、例えば、次のような工夫が考えられる。

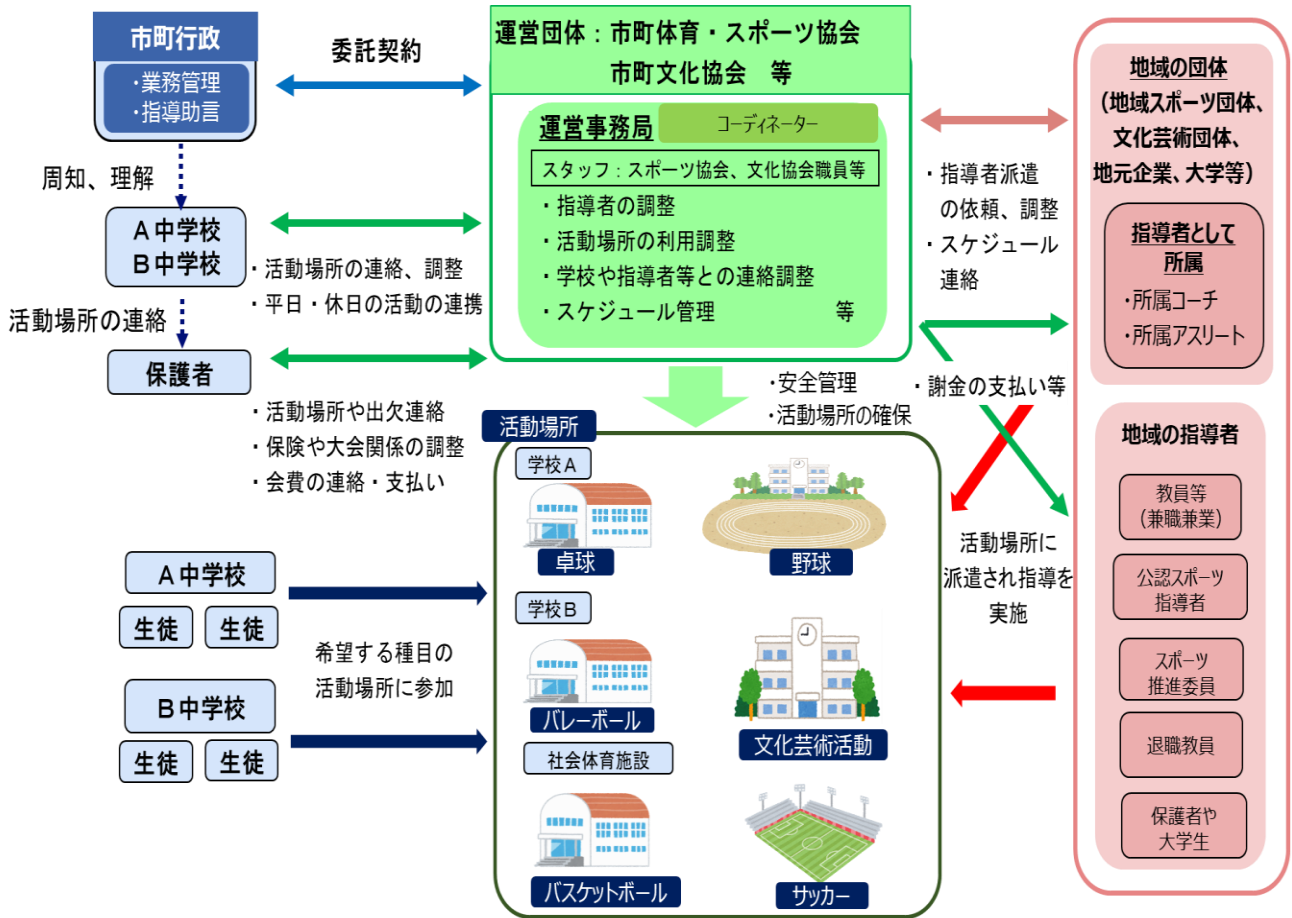
- ・ 地域スポーツ・文化所管部局や自治体内に設置した事務局を中心に、各種スポーツ・文化芸術団体等と連携し、運営団体・実施主体となる地域クラブを設立
- ・ 市町がスポーツ協会・文化協会等と連携し、運営団体として事務局（スポーツ・文化芸術）を設置。事務局は、地域スポーツ・文化芸術団体等との連携により、実施主体となる多様な団体を確保

また、地域クラブ活動のモデル・イメージとして①～⑤のようなケースが考えられる。中山間地域等においては、運営団体・実施主体となる既存のクラブがない場合も想定されることから、各市町においては、①または②のような地域クラブ活動の運営団体が設置されることが望ましい。

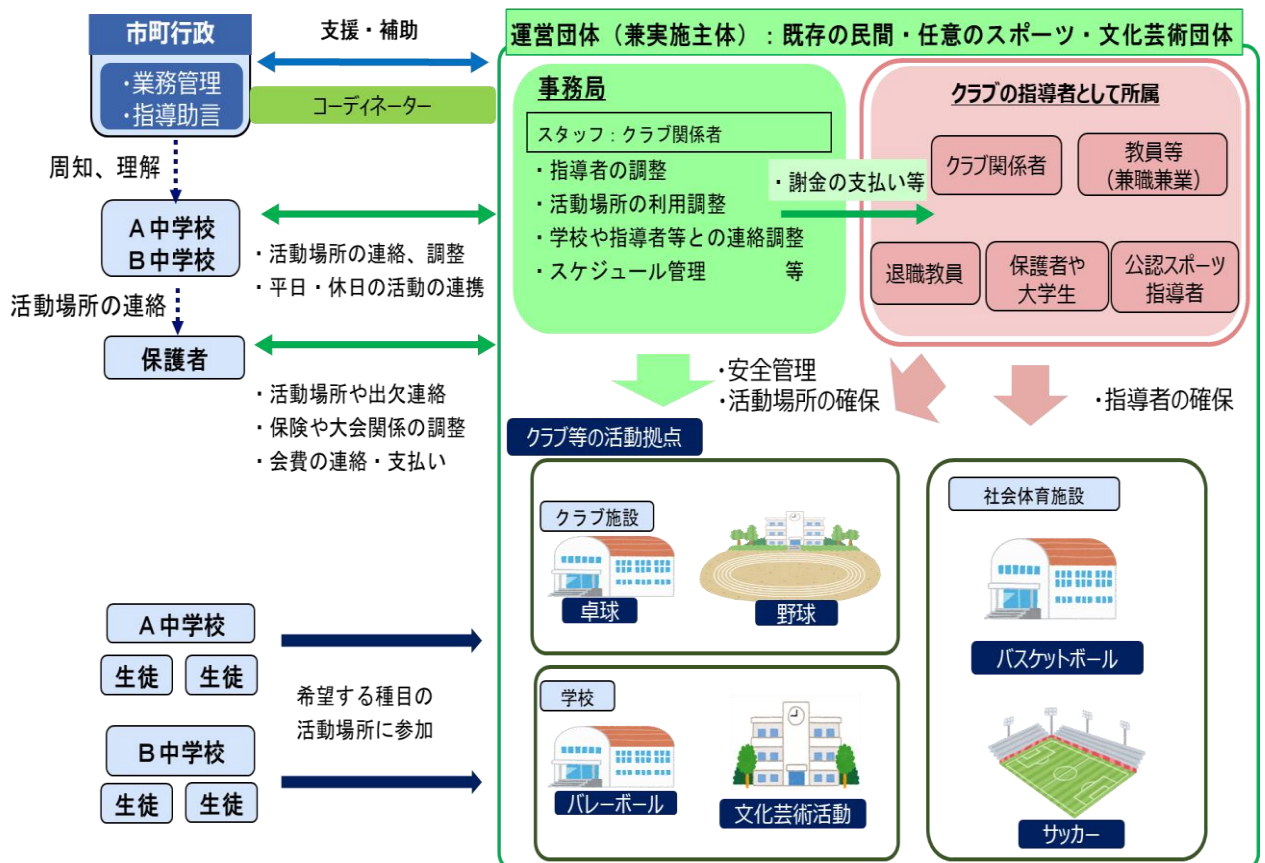
① ≪市町が運営団体になり、希望する生徒が参加する≫



② 《体育・スポーツ協会・文化協会等が運営団体になり、希望する生徒が参加する》



③ 《既存クラブが運営団体兼実施主体になり、希望する生徒が参加する》



2 県及び市町における総合的・計画的な取組

ア 県及び市町は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の構築に向けた方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 本方針を踏まえ、市町においても、それを参考として地域の実態に応じた方針等を示すなど総合的・計画的に取り組む。また、県においては、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市町における取組の進捗状況を把握し、市町に対して必要な指導助言、支援を進める。

ウ 市町は、近隣市町と連携して同じ活動の場を設定するなど広域での連携を、必要に応じて行う。県は、このような取組を進める市町と情報交換を行い、必要な支援を進める。

エ 県は、県スポーツ協会及び競技団体、文化芸術団体と連携し、指導者の発掘にむけて人材バンクを整備し、活用を促す。また、市町が独自につくる人材バンクとも連携を図り、指導者の情報を一元管理し、指導者が広域で活動できるようにする。

3 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、2023（令和5）年度から2025（令和7）年度までの3年間を改革推進期間と位置付ける。

イ 県及び市町においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。その際、改革推進期間では、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施する。

ウ 早期に休日の地域移行が可能な市町については、2025（令和7）年度末までの実現をめざす。また、移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早期の実現をめざす。

エ 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できることから取り組む。

オ 県及び市町は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、必要に応じて、方針を見直すとともに、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、県大会、地区大会及び市町大会において見直しを行う。

イ 県及び市町は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援の検討をする。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在り方等を見直しを行う。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

地域クラブ活動における大会等の引率は、運営団体が派遣する指導者や実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 教員等の服務監督を行う教育委員会や校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ 教員等の服務監督を行う教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含め

た適切な勤務管理を行う。この際、従事形態等について教員等の公務に対する信頼が確保されていることや教員等の健康及び福祉の確保が図られていること、学校業務の遂行に支障が出ないこと等を確認した上で、兼職兼業の許可の判断を行う。

3 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保するなどし、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、スポーツ医・科学の専門家の知見も参考にしつつ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）^{※13}等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

ウ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

エ スポーツ団体、文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

オ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本方針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

用語解説

※1 総合型地域スポーツクラブ（P 6）

子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向やレベルに合わせ参加し（多志向）、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブのこと。

※2 地域学校協働本部（P 6）

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進する体制のこと。

※3 スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉（P 6）

令和元年 8 月にスポーツ庁が示した、中央競技団体以外のスポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範のこと。

※4 競技団体（P 7）

スポーツ競技の発展や振興を目的とする団体全般のこと。スポーツ競技の普及やアスリートの競技力強化、スポーツ大会への各種支援、地域のスポーツチーム支援などが主な活動の目的である。

※5 スポーツ医・科学（P 8）

競技力向上や健康づくりのためのメディカル・フィットネス・スキル・メンタル・栄養等に関する研究や学問のこと。

※6 スポーツ推進委員（P 9）

スポーツ基本法第 32 条に基づき、市町におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う人材のこと。

※7 アーバンスポーツ（P 10）

アーバンスポーツとは「エクストリームスポーツ（速さや高さ、危険さや華麗さなどの過激な要素を持ったスポーツの総称。）の中で都市での開催が可能なもの」として、音楽、ファッションなど遊び感覚の高い若者文化とともに進化するものと捉えることができるスポーツのこと。
（例）スケートボード、BMX、パルクールなど

※8 メディア芸術（P 10）

デジタル技術を用いて作られたアート（インタラクティブアート、インスタレーション、映像等）、アニメーション・特撮、マンガ及びデジタルゲームなどのこと。

※9ユニバーサルスポーツ（P10）

年齢、性別、障害の有無やスポーツの得意・不得意等に関わらず、その場にいる誰もが一緒に楽しめるスポーツのこと。既存のスポーツのルールや用具を修正したり、変えたり、場合によっては新しくつくる等の対応を行い実施することも想定されている。

（例）ポッチャ、モルック、ラージボール卓球など

※10 指定管理者制度（P11）

公の施設の管理について、多様化するサービスへ効果的、効率的に対応するため、民間能力を活用し、サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とした管理制度のこと。

※11 地域スポーツ・文化芸術コミッション（P15）

地方公共団体、スポーツ・文化団体、民間企業等が一体となり、スポーツや文化芸術活動によるまちづくり・地域活性化を推進していく組織の総称のこと。

※12 地域おこし協力隊（P15）

自治体からの委嘱を受け（任期は1～3年）、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組に協力する人材のこと。

※13 暑さ指数（WBGT）（P21）

人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標のこと。